

取扱区分：公開

令和6年第4回

蓮田市農業委員会総会議事録

【注】 発言内容については、その要旨を掲載しています。ただし、発言そのものの記載ではありません。

この公開用議事録は、個人情報に関連すると思われる部分等については、●で消しています。

※議事録確認用ですので個人情報はそのまま記載していますが、公開用は●で消します。

〔日 時〕 令和6年4月25日（木）

〔場 所〕 市役所304・305会議室

令和6年第4回 蓮田市農業委員会総会議事録

蓮田市農業委員会（会長）萩原 和夫は、令和6年第4回蓮田市農業委員会総会を市役所市役所304・305会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 開催日時 令和6年4月25日（木） 午後2時00分

2 閉会日時 令和6年4月25日（木） 午後4時12分

3 出席委員（12人） ※番号は議席番号 ※欠員（2人）
2番 爪川 博夫 3番 野口 勇 4番 萩原 和夫 5番 常見 淳
6番 竹内 幸男 7番 杉崎 國昭 8番 山本 寿一 9番 佐野 景子
10番 吉岡 政広 11番 山口 実 13番 高橋 建一 14番 本橋 トシエ

4 欠席農業委員（0人）

5 出席推進委員（6人） ※（ ）内は担当地区
（平野）渋谷 悟 （平野）塚本 精一 （蓮田）増田 雅暢
（蓮田）原田 順一 （黒浜）小澤 はつ江 （黒浜）新井 仁

6 欠席推進委員（0人）

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農用地利用集積計画の利用権設定について

議案第2号 農用地利用集積等促進計画案の作成に対する意見について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について

【審議見送り】

議案第5号 生産緑地法第17条の2の規定に基づく生産緑地の買取り申出に係るあっせんについて

議案第6号 農地利用最適化推進委員の辞任に対する同意について

報告 1 農地法第3条の規定による許可指令書の取消について

報告 2 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について

報告 3 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について

報告 4 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

報告 5 農地法第18条の合意解約申請について

報告 6 時効取得を原因とする農地の権利移転について

8 出席した農業委員会事務局職員（４人）

事務局長 吉田 浩樹
事務局 野村 知代
事務局 中里 幸雄
事務局 田嶋 諒大

9 傍聴人（０人）

なし

10 会議の概要

（事務局）

それではただ今より、令和６年第４回蓮田市農業委員会総会を開催いたします。
開会にあたりまして、萩原会長よりご挨拶をいただきたいと思います。
よろしくお願いいたします。

（会 長）— 会長挨拶 —

（事務局）

ありがとうございました。以後の進行は、会議規則により萩原会長にお願いいたします。

（議 長）

初めに、令和６年３月２５日に開催いたしました令和６年第３回農業委員会総会の議事録（案）の記載内容につきまして確認をさせていただきます。委員の皆様には、議事録（案）を事前に送付させていただいておりますので、議事録（案）の内容を確認していただいていることと存じます。内容に問題がなければ、この場でご署名をいただき、議事録とさせていただきます。

事前に委員からのご指摘等ございましたので、事務局から訂正箇所につきまして説明いたします。

~~— 議事録の確認 —（事務局）~~

~~— 事前に委員からご指摘が、１箇所ございました。 —~~

~~７ページ、委員発言箇所の下から３行目右側に「小さい十字路があつて右に入ります。はなみずき作業所の交差点を」とありますが、この箇所をより鮮明な表現に訂正して、「小さい十字路があつて右に入りますとはなみずき作業所があります。この交差点を」という表現に訂正をお願いいたします。~~

~~以上 １箇所につきまして、訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。~~

~~（議 長）~~

~~— 委員の皆様に向います。何か修正の必要な箇所はございますか。 —~~

~~意見なし。~~

(議長)

修正箇所等、無いようですので、ご署名をいただきたいと存じます。

それでは、私の署名に続き、●●●●「~~10番 吉岡 政広副会長~~」、●●●●「~~11番 山口 実委員~~」お願いいたします。

続きまして、本日の農業委員の出欠状況につきまして、報告いたします。

欠席の委員は無く、全委員に出席をいただいておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、推進委員の出欠状況でございますが、欠席者は無く、6名全員の出席をいただいております。

次に、本日の会議の議事録署名人の指名をいたします。

●●●●「~~13番 高橋 健一委員~~」、●●●●「~~14番 本橋 トシマ 委員~~」をお願いいたします。

ただ今から、議事に入ります。

本日の提出議案につきましては、事前に配布させていただきました議案の他に1件「農地利用最適化推進委員の辞任に対する同意について」の議案を追加させていただきます。また、報告案件につきましては、議案書のとおりでございます。

よって、農地法などの法令許可等に関する議案は、追加議案の「農地利用最適化推進委員の辞任に対する同意」についてを含め、議案第1号から議案第6号でございます。

また、報告案件は、報告1から報告6まででございます。

本日は、審議案件が大変多いことから時間短縮のため、各委員及び事務局からの説明等、簡潔にお願いしたいと存じます。ご理解、ご協力等よろしくお願いいたします。

それでは、順次議題に入らせていただきます

初めに、議案書1ページ、議案第1号「農用地利用集積計画の利用権設定について」でございます。

議案第1号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第1号、議案書朗読 —

(議長)

議案第1号、につきましては、事務局からの説明にもありましたように、すべての該当地が所有者から中間管理機構である農林公社に貸し付けるものでございますので、特に問題はない案件と考えております。

そこで、各担当地区の委員の方からの説明は、議案第1号では割愛させていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

異議なし。

(議 長)

ありがとうございます。

それでは、ただ今の事務局の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

(委 員)

渡人の所有する地目が「田」で、受人の使用目的が「畑」ということは、何か埋めるなどして、畑として使用するのでしょうか。

(事務局)

●●●●の●●堤外は、先日、土地改良を行い、田畑転換をした場所となります。その時に、畑として耕作するというので、あがっていた土地です。

田畑転換をしたのですが、土地の登記簿上は、田から畑へ地目変更をかけていない状態となっています。

(議 長)

他にございますか。

(委 員)

以前も同様な質問があったと思いますが、備考欄に賃借料を書いていないものは、賃借料がないということでしょうか。

(事務局)

番号1から番号8までは、使用貸借ということで賃借料は発生しておりません。

番号9から、●●●●3,000円/10aという賃借料が記載されていますが、番号10、番号11については、システムからの印刷の都合上、番号9と受人が同様だということで、賃借料が記載されておりません。

しかし、ページが変わった所では、一番上に受人と賃借料が記載されています。

番号16には相続人代表の記載があるため、システムの関係でそれが追記され、番号17には賃借料だけが記載されています。

記載されていない部分は上と同じ内容であると解釈していただければと思います。

今の状況ではこのような書き方にならざるを得ず、改良するためには、システムを作っている業者との打ち合わせ等が必要になってしまいます。

申し訳ございませんが、ご理解の程よろしくお願いいたします。

(委 員)

●●●●3,000円/10aということですね。

(事務局)

賃貸借で空欄の所は、上の欄と同様、●●●●●~~3,000~~円/10aとなります。

(議長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。また、本件は、●●●●●委員に關係する案件でございますので、審議が終了するまで一時退室をお願いいたします。

議案第1号、番号1から番号24につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号、番号1から番号24につきましては、承認することといたします。

●●●●●委員は、入室をお願いいたします。

次に議案書4ページ、議案第2号「農用地利用集積等促進計画案の作成に対する意見について」でございます。

議案第2号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第2号、議案書朗読 —

(議長)

次に議案第2号、番号1につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

場所は、●●●●●見沼代用水沿いの田となります。

先日、農地改良を行うということで、●●●●●筆(●●●●●~~6,349~~m²)の田畑転換を行った場所です。

土地改良を行う際に、●●●●●●●さいたま五つ星野菜さんが畑として耕作されるということで、案内されておりました。露地野菜を中心にやっていると伺っております。

●●●●●●●さいたま五つ星野菜さんは、農地所有適格法人にもなっている会社ですので、従業員も数人おり、年齢的にも●●●●●30代と若い農業者の方で、手広くされているようです。

(議長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

(委員)

●●●●●●●さいたま五つ星野菜の代表の方は、地元の方なのでしょうか。また、設立されて何年くらい経っている会社なのか教えてください。

(事務局)

●●●●●●●●さいたま五つ星野菜さんについては、法人とその代表者の住所地は同じで、●●●●●●伊奈町小室となります。以前も他の所で、利用権設定の申請があがってきた法人です。

何年くらいやっているかはきちんとした資料がないのですが、代表の方の●●●内藤さんは、若手の野菜農家さんで、露地野菜を中心にやられているという届が出ております。

(議 長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号、番号1につきまして承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第2号、番号1につきましては、承認することといたします。

次に議案第2号、番号2につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

書式変更: インデント: 最初の行: 1 字

(委 員)

一 所在地についての説明 一

一まず、駒崎上郷の場所ですが、閨戸の交差点を左に曲がり、井沼の信号を左折し、見沼代用水を渡って井沼に入ると、押しボタン式信号があります。ここを右折して、50mくらい行った所の右側です。

書式変更: インデント: 最初の行: 0 字

一駒崎舞台の場所は、押しボタン式信号から伊奈町方面へ500mくらい行き、ラーメン屋さんを過ぎ左へ入り、約1km行った閨戸との境です。

書式変更: インデント: 最初の行: 0 字

現在、●3haくらい耕作しています。今までは水田だったのですが、末端で水のかかりが悪く、耕作をお願いして野菜を作ってもらっています。

●●●●●●●●ベジタブルボーイズカンパニーが、耕作している所です。今までは、利用権を設定していましたが、今回の申請では、中間管理を利用したのになりました。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

委員さんからのご説明にもありましたが、一部、中間管理を通した貸し借りを行っています。

本案件のうち、●●1-0筆程について、農地法第18条の合意解約申請があり、合意解約されました。議案書20ページ、報告5になります。これまで、利用権設定で借りていたのですが、一度、利用権を解約し、中間管理を通して、他の筆と合わせて契約をしたいということになり、今回の申請があがってきております。

(議長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

(委員)

受人によって、使用貸借や賃貸借と変わってきていますが、金額が発生しているものと、発生していないものとの理由はありますか。

(事務局)

事務局の方から金額設定をしているわけではございません。中間管理が間に入っておりますが、実際の金額は、借りる方、貸す方で、相対で設定していただいております。

中間管理を通した時は、その地域内である程度の金額を決めてもよいのではないか、という話を聞いております。農地の利用集積という面からも、地域で金額にばらつきがあると、借りていただける土地と借りていただけない土地が出てきてしまいます。

よって、ある程度地域で統一価格を決めていただければという話を、以前、聞いたことがあります。

(議長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号、番号2につきまして承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。総員賛成であります。

よって、議案第2号、番号2につきましては、承認することといたします。

次に議案第2号、番号3につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

書式変更: インデント: 最初の行: 1 字

~~まず場所ですが、県道行田蓮田線を桶川方面へ向かい、高虫地区に入り右側に行った、元荒川との間の田です。~~

先日、受人にお話しを伺いました。受人はすでに田の耕作をしております。●●後野のほとんどを耕作されている方なので、安定してやっていただいております。

田もきれいな状態で耕作されており、問題はないかと思います。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

特にございません。

(議 長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号、番号3につきまして承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第2号、番号3につきましては、承認することといたします。

続きまして、議案書7ページ、議案第3号、「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」でございます。

議案第3号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第3号、議案書朗読 —

【訂正】議案書7ページ「施設の概要」について

(誤) 受人 ●●●●●伊達貨物運輸㈱ → (正) 受人 ●●●●●伊達貨物運送

㈱

(議 長)

次に議案第3号、番号1につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

~~―場圃自2号市界交点より16m行向市界式路より東を併100m行向市路併200m入る地帯(幅道5m)が以前地~~

2018年（平成30年）に農業委員会総会で5条許可を出していますが、事業をなかなかやらず、6年も経過しています。草も生え、周りの方から火災の危険もあるため何とかしてほしいと言われ、ここ2～3年は草を刈っていました。

（議長）

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

（事務局）

配布している「計画変更をしようとする理由の詳細（別紙1）」の裏面に、「事業遂行できない理由書」を付けさせていただきましたので、ご覧ください。

委員さんのご説明にもあったように、平成30年12月7日に転用許可を取得している●●●●●●伊達貨物運送株式会社が、資金計画を大きく変更する事態が発生してしまい、その後、工事再開の目途が立たず、停滞ということになっていました。それを承継する形で、●●●●●●株式会社スチールが面積を広げ、新たに申請したいということで、計画変更の申請となりました。

補足説明資料の5条関係4ページの、青い線で囲った部分が当初申請地で、赤く塗った部分に変更したいという申請になります。

（議長）

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

（委員）

●●●●●●伊達貨物運送株式会社が事業の目途が立たなくて、転用許可を受けて取得した土地をどうにかしようということで探していたところ、●●●●●●株式会社スチールが物流倉庫の事業用地を探していたため、うまく一致してこのような事業計画の変更に至ったのではないかと推測しますが、どうでしょうか。

（事務局）

大筋は委員さんのおっしゃるとおりです。●●●●●●伊達貨物運送株式会社が資金の目途が立たず、再開を試みたのですがうまくいかずにいたところ、新しく倉庫を建てたいと要望していた●●●●●●株式会社スチールが、建築指導課へ話をされたため一致したのですが、●●●●●●株式会社スチールとしては面積が足りなかったため、周囲の農地も同様に転用可能の目途が立った段階で、新たに5条許可申請を出したという経緯になります。

（委員）

計画変更の理由書があがっておりますが、今回の転用に限らず、市の土地利用計画上の建築物を誘導するような地域性があると思います。その場合、市で誘導するからには、そのような事業を展開するにあたり、補助金の支給や税制面の猶予等の措置が講じられるような地域なのではないでしょうか。

転用ではなく、開発指導での問題があるのではないかと思います、何か分かれればお願いいたします。

(事務局)

農業委員会の方で委員さんにお諮りする内容としては、そういうものはございません。予算等もございません。

開発に絡むところで5条は見送りになりますが、都市計画法の方では誘致として設定されているので、建築指導課でそういったものがあるのかどうか、把握しておりません。

(議長)

他に何かございますか。

(委員)

補足説明資料の4ページで、当初の申請地が青色で囲っている部分で、残りの赤色の部分が今回の申請地ですか。

議案第3号と地番が合っていないような気がします。

(事務局)

補足説明資料の4ページの青色の部分は、あくまでも農地の部分です。市に採納されて道路になっている部分や、間の白い部分は農地ではありません。今回、その部分も含めて、農地部分として、全体で●●~~11~~筆になります。

(委員)

補足説明資料4ページの地図に記載された地番と、議案第3号に記載された地番が合っていないのではないのでしょうか。

(事務局)

議案第3号の番号1に示されている地番は、補足説明資料4ページの青い枠の中です。その青い枠の中の当初申請地を変更したいというのが、議案第3号の地番です。

赤い部分については、開発の方で見込みが立たないため、今回、審議いたしません。計画変更についてのご審議をいただきたいというものです。

(議長)

他に何かございますか。

(委員)

●●●●●●伊達貨物運送株式会社が農地転用をしましたが、それができなくなったということは、一旦、解約して新たに転用するものではないのですか。

(事務局)

許可を取り下げるのではなく、計画変更後、改めて申請するという流れで進めるように、と県の方にも確認を取らせていただいております。

あくまでも承継者がおり、事業主が変わっても、大筋のものは継承するという計画変更となります。

書式変更：インデント：最初の行：1字

(委員)

以前、別の案件では、一旦、農地に戻してもらって、変更したように思います。

(事務局)

元々の所有者さんが変わってしまっているのですが、先ほどの計画変更の後、改めて5条申請するという流れで申請をいただくというように案内しています。

個人ですが、旦那様から奥様への変更の際も、同様に計画変更で継承者を設けて、改めて申請されました。

(委員)

以前、**関戸**地区で、宅地を作るということで許可申請が下りましたが、宅地を作るとを辞めたため、周辺の人がその土地を買って新たに資材置場にするということで、一旦、農地に戻した例があったので、農地に戻して新たに申請するものと思いました。

(議長)

他に何かございますか。

では、このような事例があれば、計画変更ということでしょうか。

(事務局)

判断に困れば、春日部農林振興センターに相談しながら行います。こういった流れであると、計画変更を踏んで、申請ということになるかと思います。以前も、確認をした上で判断したと思います。

(委員)

伊達貨物運送株式会社は運送業で、計画変更後の受人は、製造業になるのですか。土地利用の観点から、これは大丈夫なのでしょうか。

(事務局)

あくまでも目的は倉庫です。**伊達貨物運送株式会社**は、当初、物流倉庫で計画をしていましたが、**株式会社スチール**は、金属加工をする会社で、目的は倉庫です。

(委員)

●●●●●●株式会社スチールについてインターネットで調べたら、●●●●大阪府に本社があり、ステンレス製品の販売から配送を手掛ける全国展開に近いような業務を行っている会社のようです。創業年が●●●●●●1971年ということで、●●●●50年以上の業務歴があるようでした。物流倉庫を持った運送業ではないかと思います。

(議 長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第3号の番号1につきまして承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第3号の番号1につきましては、承認することといたします。

次に議案書8ページから11ページの議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について」でございますが、すべての案件につきまして、開発の許可見込みが出ておりませんので、本日の審議は見送りとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

次に議案書12ページ、議案第5号「生産緑地法17条の2の規定に基づく生産緑地の買取り申出に係るあっせんについて」でございます。

それでは、議案第5号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第5号、議案書朗読 —

(議 長)

ただ今の事務局からの朗読につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第5号、番号1につきまして、農業委員会として、あっせん活動を行うことに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第5号の番号1につきましては、承認することといたします。

次に議案第6号、「農地利用最適化推進委員の辞任に対する同意について」でございます。
渋谷委員から農地利用最適化推進委員の辞任届が提出されましたので、急ではございますが、辞任について審議をお願いしたいと存じます。
それでは、議案第6号につきまして、事務局から朗読及び説明をいたします。

（事務局） ― 議案第6号、議案書朗読 ―

「農業委員会等に関する法律第23条」推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる。という規定に基づき皆様の同意を得るものであります。辞任事由は、蓮田市農業委員候補に選任されたことであります。

これについて農業委員会が同意をした段階で、4月30日をもって、辞任ということになります。

4月22日に、農業委員候補者選考委員会が開催されました。そこで、●●●●渋谷梧推進員さん、●●●●齋藤和久さんが候補者に選任選考されました。

6月議会（6月14日）で同意を得て、7月1日市長から任命を受ける。7月25日に皆様に御紹介いただくという流れをとる予定です。

一方、推進委員の欠員については、5月15日に広報で募集開始をアナウンスします。約1か月間募集をし、6月に選考委員会を開き、7月25日に農業委員会で委嘱していただくというスケジュールで進めてまいりたいと存じます。

（議 長）

ただ今の事務局からの朗読及び説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

（議 長）

質問が無いようですので、採決いたします。また、本件は、●●渋谷委員に関する案件でございますので、審議が終了するまで一時退室をお願いいたします。

議案第6号につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第6号につきましては、承認することといたします。

●●渋谷委員は、入室をお願いいたします。

●●渋谷委員におかれましては、大変お骨折りいただきありがとうございました。

つきましては、●●渋谷委員の後任候補者（●●平野地区担当）の募集手続きを先程、事務局の説明にありましたスケジュールで実施させていただきたいと存じますが、皆様、いかがでしょうか。

異議なし。

(議 長)

それでは、手続きを進めさせていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。
ここで、暫時休憩します。

— 休 憩 —

(議 長)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、議案書 13 ページ以降の 報告 1 から報告 6 につきまして、事務局より朗読をいたします。

(事務局) — 報告 1 から報告 6、議案書朗読 —

(議 長)

ただ今、朗読いたしました、報告 1 から報告 6 につきまして、質問などがありましたら、挙手をお願いいたします。

(委 員)

報告第 5 号、番号 5 の相続人の名前の漢字が異なるのですが、間違いですか。

(事務局)

申し訳ございません。解約事由の相続人の漢字が間違えです。(誤) ●●新井 → (正) ●●荒井

(議 長)

他に何かございますか。

(委 員)

報告第 1 号について、所有権（贈与）の権利の取消とはどういうことですか。

(事務局)

贈与での所有権移転の許可を農業委員会に出しているのですが、贈与を行う予定がなくなったため、取消の申請が出ました。

それに基づき、許可を取消しました、という報告になります。所有者は、元の方から変わっておりません。

渡人から受人へ、3 条の許可申請の許可が一度下りています。本来ならそれに基づき、所有権移転を行う予定でしたが、実際には、贈与を行わなかったため、許可の取消の申請を受付けたというものです。

理由としては、「諸事情のため生前贈与を行わなかったため、取消の申請をします。」というものでした。それ以上の理由は分かっておりません。

(委 員)

生前贈与の期限はあるのですか。

(事務局)

申し訳ございません。そこまでは把握しておりません。

(議 長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

特に質問等が無いようですので、報告事項は終わります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、全て終了いたしました。

この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

なし。

(議 長)

委員皆様の慎重なる審査とご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、事務局の方から「その他」として何かありますか。

— 事務局からの連絡・報告事項 —

(事務局)

閉会の言葉を、副会長よりお願いいたします。

(副会長) — 副会長挨拶 —